

ロシア・モンゴル友好条約とモンゴル人民政府

青木 雅浩

はじめに

1. 人民政府成立当時の外モンゴルと旧条約
 - (1) 人民政府の新政権建設
 - (2) モンゴル側に不利な旧条約
2. 条約に対する人民政府の要求
 - (1) 「モンゴル代表の宣言」
 - (2) 「条約草案」
3. 条約締結交渉における人民政府代表の主張
 - (1) 条約締結交渉の過程
 - (2) 条約締結交渉議事録の検討
4. 条約に対するロシアの目的

おわりに

はじめに

1921年11月5日、モンゴル人民政府（以下、人民政府と略す）とソヴィエト・ロシア政府はロシア・モンゴル友好条約¹⁾を締結した。モンゴル・ロシア双方は、人民政府成立という外モンゴルの新たな状況を受け、公式に相互の関係を規定したのである。この条約は、人民政府、ソヴィエト・ロシア各々の相手側に対する姿勢を反映しており、当時のロシア・モンゴル関係において大きな意義を持つ。

先行研究では、この条約の意義は、双方の政府の承認、革命の成果や友好の強化、双方の関係の規定、モンゴル独立の成果の確定、条約締結交渉においてオリヤンハイ問題を協議したことや人民政府が全モンゴル族統一を主張したこと、ロシアが緩衝国となる友好国としてモンゴルを規定したこと、東アジアにおけるロシアの政治的地位の強化²⁾、モンゴルへのロシアの勢力拡大³⁾、ロシア帝国の権益をソヴィエト・ロシアが継承した⁴⁾こと等から説明された。従来の研究では、双方にとって重要な政治・外交問題や友好関係の強化を中心にこの条約の意義と目的のみが説明された。多くの研究は条文の検討のみに止まり、

近年の研究においても史料の検討がまだ十分ではない。そのためこの条約の締結過程にはまだ不明な点が多い。

実はこの条約の締結交渉においては、旧条約の破棄と新規定の作成の過程で様々な問題が協議されていたのである。人民政府にとってこの友好条約の締結交渉は、外国の干渉を排した自主的な行政を行える新政権の建設に深く関わっていた。人民政府はこの条約の締結によっていわば条約改正を目指したのである。ロシアもこれに対して外モンゴルにおける自己の利益を確保する必要があった。

本稿では以上の点を踏まえて、条約締結交渉からロシア・モンゴル友好条約を捉え、モンゴル近現代史におけるこの条約の意義を考察する。そのため、まず人民政府による新政権建設の状況と、ロシア・モンゴル協定、キャフタ三国条約の影響を検討する。次に条約締結交渉における人民政府の主張を検討し、旧条約の破棄と新規定の作成が、新条約に対する人民政府の重要な目的の一つだったことを考察する。最後に条約締結交渉におけるロシア側の主張を検討し、ロシアが複雑な問題を避けつつ自国の利益を確保しようとしたことを考察する。

1. 人民政府成立当時の外モンゴルと旧条約

(1) 人民政府の新政権建設

1911年以降のモンゴル独立運動の結果、キャフタ三国条約によって外モンゴルは中華民国の宗主権の下の自治を得、外モンゴル自治政府が成立した。だがロシア革命以後、中華民国は外モンゴルの自治廃止を推し進めた。1920年に自治が廃止されると、自治復興を望む人々の一部がモンゴル人民党を結成し、援助をソヴィエト・ロシアに求めた。1920年夏、モンゴル人民党はダンザン、スフバートル等7人の代表をロシアに派遣し、ソヴィエト・ロシアと援助要請交渉を始めた。

人民党代表がロシアに向かった後、外モンゴルの状況はロシア白軍のバロン・ウンゲルンの進入によって急変した。1921年2月にはウンゲルンがフレーを占領するに至ったのである。これに対して、ソヴィエト・ロシアはモンゴルにおける白軍対策に至急取りかからなければならなくなつた。

こうしてソヴィエト・ロシアの援助を受けて1921年3月1~3日にモンゴル人民党第一回大会が開催され、3月13日にモンゴル人民臨時政府が組織された。7月9日にモンゴル人民臨時政府とロシア赤軍はフレーを占領し、7月11日に人民政府が成立した。この一連の過程はモンゴル革命と従来呼ばれている。

その後人民政府は新政権の組織の建設を推し進めた。当時人民政府の法務相を務めていたマグサルジャブ・ホルツは、その状況を『モンゴル新史』に書き残した。そこには、外国人への身分保護証の授与と税徵収の規定の作成、電報・郵便局局長の任命、關稅と土地租借料の規定の作成、法と拷問の規定の調整等が人民政府によって行われていたことが記

されている⁵⁾。人民政府は新政権の組織を整備し、自主的な行政を行える状況を整えようとしていたのである。

(2) モンゴル側に不利な旧条約

このような人民政府にとって、旧条約⁶⁾が障害になったと考えられる。本項では、ロシア・モンゴル協定とキャフタ三国条約という二つの旧条約の影響を検討する。

ロシア・モンゴル協定は、1912年にロシア帝国とボグド・ハーン政府の間で結ばれた。この協定の第二条では、モンゴル側はロシア人の通商特権を付属決議特別条項に基づいて自国領土において従来通り享受させる、と規定された⁷⁾。この付属決議特別条項はモンゴル領内のロシア人の特権を規定しており、17項からなる。この内、ロシア側に有利な規定は、ロシア人の商工業の許可・優遇（第1・4・5・6・9項）、関税の非課税（第2項）、ロシアの金融機関の活動許可（第3項）、天然資源採掘や漁業についてモンゴル側と協議する権利の授与（第7項）、モンゴル・ロシア間の郵便の開設権利の授与（第10項）、モンゴルからロシアへ流れる川の水運利用・通商の許可（第12項）、ロシア人による物資輸送・架橋・通行料徵収の権利の授与（第13項）、ロシア人とモンゴル人・中華民国人の間の契約方法とそれに対するロシア領事の介入の権利の授与（第16項）等である⁸⁾。

キャフタ三国条約は、ロシア帝国、中華民国、外モンゴルの関係を規定するため、三者の間で1915年に締結された。モンゴルに関する条項には、露中協定⁹⁾の承認（第1条）、中華民国の宗主権と外モンゴルの自治の規定（第2条）、政治・領土問題に関わる条約を外モンゴルが自主的に締結することの禁止（第3条）、中華民国の官・民の利益保護（第10条）、自治外モンゴルの領域制限（第11条）、中華民国国民への関税非課税（第12条）、中華民国領事・ロシア領事の裁判参加（第13・14・15・16条）、中華民国郵便局の存続（第18条）、露中協定やロシア・モンゴル協定の付属決議特別条項の存続（第21条）等があった¹⁰⁾。

このようにこれらの協定・条約には、モンゴル側に不利なロシア帝国・中華民国の特権に関する多くの条項があった。独立国家建設を目指す人民政府にとって、これら旧条約は障害になるものであった。そのため人民政府は旧条約を公式に破棄し、これに代わる新規定を設ける必要があったはずである。

2. 条約に対する人民政府の要求

本節では、条約締結交渉に臨んで人民政府が作成した文書を分析し、条約に対する人民政府の要求を考察する。

(1)「モンゴル代表の宣言」

これは、条約締結交渉第一回会議において人民政府側からロシア側に渡された文書¹¹⁾であり、条約締結交渉に対する人民政府の要求が記された文書である。

この文書の前文には、ロシアとの協力で成立した人民政府が国内改革を進めていること

が述べられ、8項目の人民政府の要求が示された。その内容は、全モンゴル族の統一、中国支配からの解放、独立モンゴル国家の建設、中国との交渉の際のロシアの仲介（第1項）、旧条約の破棄と新条約の締結（第2項）、タンヌ・オリヤンハイのモンゴルへの統合（第3項）、移住希望のブリヤート・モンゴル人のモンゴルへの移住（第4項）、電信線の譲渡（第5項）、人民政府による郵便の建設（第6項）、武器・財政援助（第7・8項）¹²⁾であった。本稿では、この文書における人民政府の旧条約破棄の主張について考察する。

まず第1項において人民政府側は、全モンゴル族統一や独立モンゴル国家建設等を主張する際に、中国による圧迫に対してモンゴル独立運動が起こったが、中華民国とロシア帝国に強制されたキャフタ三国条約で中国からのモンゴルの解放はほぼ無意味になり、自治外モンゴルの領域も制限された、と述べた¹³⁾。第1項の人民政府の主張は、キャフタ三国条約へのモンゴル人の不満とこの条約を否定する考えを基に述べられたのである。

そして第2項では「我が方の政府と旧ロシア帝国政府の間で1912年にウルガで締結された通商に関する条約には、きわめて不利益でモンゴルの経済発展にとって有害な多くの条項があった」¹⁴⁾と述べられた。この「条約」とは、ロシア・モンゴル協定を指すと思われる。有害な条項については前節で述べた通りである。

第3・5・6項も、旧条約が関わっていると考えられる。タンヌ・オリヤンハイの統合は、キャフタ三国条約で規定された外モンゴルの領域を越えるものであり、旧条約の破棄に関する。郵便・電信についても、キャフタ三国条約やボグド・ハーン政府とロシア帝国間で締結された電信協定¹⁵⁾の改正という意味を持つと考えられる。

このように「モンゴル代表の宣言」は、全モンゴル族統一や独立国家建設等の根本的な問題を述べつつ、旧条約の破棄と新規定の作成を主張したものだったのである。

(2)「条約草案」

「条約草案」¹⁶⁾は条約締結交渉第二回会議において人民政府側からロシア側へ手渡された。先行研究では、ロシア・モンゴル国境の条項、タンヌ・オリヤンハイの条項、訴訟と利権の条項¹⁷⁾が草案にあったことが指摘されたが、その内容は十分には考察されていない。

草案の前文では、「以前ロシア帝国政府とモンゴル自治政府の間に締結された全条約・協定は、両者に現在起こった新たな情況のために破棄された」¹⁸⁾と規定された。

条項は全15条からなり、その内容は、双方の政府の承認（第1・2条）、領事・外交代表の設置（第3・4条）、ロシア・モンゴル国境の問題（第5条）、タンヌ・オリヤンハイへのロシアの不干渉（第6条）、電信・郵便の条項（第7・8条）、双方の国民と法律・裁判の関係の規定（第9・13条）、通商関係の規定（関税課税・ロシア人に対する貸金業禁止及び商業の許可・土地租借料の設定：第10・11・12条）、条約の施行開始時期（第14項）、条約文書の取り扱い（第15項）¹⁹⁾である。

この内、先行研究では国境問題やタンヌ・オリヤンハイ問題が特に注目された。だがこの草案には、これら以外にも様々な問題に関する規定が設けられていた。人民政府は、モ

ンゴル・ロシア間の外交・通信・通商・裁判等の新規定を「条約草案」に盛り込んだのである。

このように人民政府は、新国家における旧条約の悪影響を排除するため、「モンゴル代表の宣言」において旧条約の破棄と新規定の作成を主張し、「条約草案」によって人民政府の望む新規定の案をロシア側に示したのである。

3. 条約締結交渉における人民政府代表の主張

本節では、条約締結交渉における人民政府代表の主張を検討し、人民政府の主張が協議を経て条約にどう反映されたかを検討する。先行研究では、条約締結交渉において国境問題、双方の国民と裁判の問題、タンヌ・オリヤンハイ問題、草案にはなかった利権問題が協議されたこと、特権廃止協定、裁判協定があったことが指摘された²⁰⁾。だがこれらの詳しい内容や協議に関する考察は行われていない。

(1) 条約締結交渉の過程

Бат-Очир氏とЖамсран氏の指摘によると、1921年6～7月のコミニテルン第三回大会のモンゴル代表ジャムツアラーノとホルローは、モスクワでソヴィエト・ロシア外務人民委員部代表チチェーリン、同部副代表カラハン、財務人民委員部代表アリスキーと会い、未配分の武器援助の実施、財政援助、紙幣の注文と紙幣原盤の譲渡、ロシア利権の廃止、モンゴル・中華民国間の調整を協議した²¹⁾。その後1921年秋に人民政府において「諸外国との条約締結の全事項に関する協議準備委員会」が設立され、後に条約締結交渉の人民政府代表団に加わるシルニンダムディン、ツェレンドルジ達が委員に選出された。この委員会において「条約草案」が作成されたようである²²⁾。

1921年9月27日付の人民政府代表の全権委任状²³⁾によると、人民政府代表団として、ダンザン（財務大臣）、スフバートル（軍務大臣）、ツェレンドルジ（外務副大臣代理、外務省主任官）²⁴⁾が全権を委任され、補佐にエルデネ・バトハーン（政府主任官。協議中は通訳官を務めた）²⁵⁾、シルニンダムディン²⁶⁾が任命された。後に書記としてダワー²⁷⁾が代表団に加わった。彼らは共戴11年8月26日（1921年9月27日）にフレーを発ち、共戴11年11月20日（1921年12月19日）にフレーに帰還した²⁸⁾。

ロシア政府代表団は、全権代表セルゲイ・イヴァノヴィチ・ドゥホフスキイ（ソヴィエト・ロシア外務人民委員部極東課主任）とボリス・フィリッポヴィチ・ゲツ（同部経済法課職員）、書記ベルリン（同部調査員）、通訳オチロフで構成された。また一連の条約締結交渉にはシュミヤツキー²⁹⁾が関与した。彼はソヴィエト・ロシア、コミニテルンの活動家だが、ロシア政府代表にならずに条約締結交渉に参加した。ロシア側の条約締結の主唱者はシュミヤツキーと、彼を支持したソヴィエト・ロシア外務人民委員部代表チチェーリンであり、条約締結交渉におけるロシア側の主張には彼らの考えが強く反映した³⁰⁾。

条約締結交渉の会議は5回行われた。第一回会議（10月26日）では、ロシア代表団団長

ドゥホフスキーと人民政府代表団団長ダンザンが挨拶を交わし、人民政府側が「モンゴル代表の宣言」をロシア側に渡した。第二回会議（10月28日）では、「モンゴル代表の宣言」に対してロシア側が回答声明を示し、人民政府側が「条約草案」をロシア側に手渡した。第三回会議以降、草案の条項の検討が行われた。条約作成のための実質的な協議が行われたのは第三回・第四回会議である。第三回会議（10月30日）では草案前文と第1～5条を協議し、第四回会議（10月31日）では第7～15条を協議した。そして第五回会議（11月5日）において条約が締結された³¹⁾。

(2) 条約締結交渉議事録の検討

本項では、草案の各条項の協議と、草案の条項にはなかった利権に関する協議における人民政府代表の主張を条約締結交渉の議事録から検討する。

「条約草案」の内、前文（旧条約の破棄と新条約の締結）、第3・4条（領事・外交代表の設置）、第7条（電信線の譲渡）、第8条（郵便協定の作成）、第14・15条（条約の施行開始時期と条約文書の取り扱い）は、ロシア側からの僅かな修正はあったが、ほぼ草案通りに承認された。草案第11条（モンゴルにおけるロシア人の商業の規定）は、第9条の規定が適用される問題であり、またモンゴルの国内問題として処理すべきとされ、条約から削除された。

草案第1・2条（双方の政府の承認）、第9条（双方の領土における双方国民の法律の遵守）、第10条（関税課税と輸入禁止物の規定）、第12条（ロシア人からの借地料徴収）は、ロシア側の主張が追加されて承認された。また草案第5条（モンゴル・ロシア国境の確定）、第6条（タンヌ・オリヤンハイへのロシアの不干渉）は複雑な外交問題であるため、十分な協議が行われなかつたり、条約から排除されたりした。これらの条項に関しては次節で検討する。

草案第13条は、モンゴル領にいるロシア人はモンゴルの司法機関が、ロシア領にいるモンゴル人はロシアの司法機関が裁く³²⁾、である。ロシア側はこれに、ロシアにおけるモンゴル人の裁判にはモンゴル領事が、モンゴルにおけるロシア人の裁判にはロシア領事が同席する、という規定を加えようとした。

ダンザンはこれに反対して「我々は第三者（モンゴル、ロシア以外の国）のことを疑っている。もしこの条項を承認してロシア（外交）代表達にこういう権利（裁判に同席する権利）を与えてしまえば、中国や総じて第三国にも同様に権利を与えることになる」³³⁾と述べた。人民政府側は、ロシア領事の裁判同席を条約に反映させないことで、中華民国等の第三国の領事の裁判同席の可能性も排除しようとしたのである。他国領事の裁判関与は、自主的な司法行政には障害となるはずである。そこで人民政府側は領事の裁判関与を新条約から排除しようとしたと考えられる。

これに対してロシア側は非公開の秘密条項にすることを提案し、人民政府側もこれを承認した。人民政府側はロシア側の主張を認めることになったが、非公開というロシア側の

譲歩に応じ、この条項が中華民国等の第三国に影響しないようにしたのである。

利権の条項は草案にはなかったが、第四回会議において協議された。利権の条項を条約に加えることを主張したのはロシア側であった。その内容は、ロシア利権の廃止と、第三者への旧ロシア利権の譲渡の際のロシアの交渉介入権³⁴⁾であった。これに対してダンザンは「(ロシア帝国とモンゴルが締結した条約の破棄がこの条約に盛り込まれたため) 旧ロシア帝国政府がモンゴル自治政府と締結した条約に基づいて行使していたロシア国民の財政・商業等の特権は廃止された」³⁵⁾、「国のあらゆる特権は、その国の政府と互いに取り決めた条約から生じるものである。それゆえ、現在旧条約をすでに廃止したので……この条項を入れてはならないように思われる」³⁶⁾と述べ、ロシア側の主張に反対した。人民政府側はこれらの考えに基づいたため、「条約草案」に利権の条項を加えず、ロシア側の主張にも反対したのである。

またダンザンは「現在誰かが土地を借りようすれば、与えるか与えないかはモンゴル政府の管轄下にある」³⁷⁾とも主張した。この主張は、利権譲渡の際の交渉介入権を求めるロシア側の主張とは相容れないものである。

議事録によると最後にロシア側は主張を撤回したが、実際には領事の裁判同席の条項と同様に秘密条項になった。上述の通り、領事の裁判同席の規定は、人民政府側が中華民国等の第三国への影響を懸念したために非公開とされた。これと同様に、旧ロシア利権の譲渡の際にロシアが第三者として介入するという条項も、中華民国等の第三国の中立を考慮して秘密条項にされたと推測される。

このように、自主的な行政を行える政権を建設するために旧条約の破棄と新規定の作成を望む人民政府の主張は、ロシア・人民政府双方の利害が比較的衝突しない分野では承認された。だが、国境問題やタンヌ・オリヤンハイ問題といった複雑な外交問題は条約では規定されず、ロシア・人民政府双方の利害が衝突した領事の裁判同席と利権の条項では秘密条項という形で妥協させられたのである。

4. 条約に対するロシアの目的

本節では条約締結交渉におけるロシア側の主張を検討し、条約に対するロシア側の目的を考察する。

まずロシア側は複雑な外交問題を規定することを避けようとした。これは草案第5・6条の協議に反映された。草案第5条はモンゴル・ロシア国境確定の条項である。人民政府側はこの問題の協議を望んだが、ロシア側がこの問題を条約締結交渉において協議しないよう主張した。先行研究の指摘にもあるが、シュミヤツツキーとドゥホフスキーは、モンゴル・ロシア国境は国際的問題であり、中華民国にも関わるため、この協議では取り上げるべきでない、と述べ、国境策定の特別委員会を後日設けることを提案した³⁸⁾。人民政府側もこれを承認し、特別委員会の設置のみが条文化され、第6条になった。

草案第6条はタンヌ・オリヤンハイへのロシアの不干渉の条項である。議事録にはこれに関する協議の記述はないが、実際には協議されていたようである。条約締結後のロシア側の文書によると、協議においてダンザンはモンゴルへのタンヌ・オリヤンハイの統合を強硬に主張した³⁹⁾。だが、ロシア側はタンヌ・オリヤンハイに関する人民政府側の主張を時期外れの要求とし、円満に拒否しようとしていた⁴⁰⁾。先行研究によると、ロシア側は、国際的地位が不確定のモンゴルとこの問題を協議するのは時期尚早と考えた。そのためロシア側はタンヌ・オリヤンハイをロシアのものと見なさない態度を示しつつ、この問題はモンゴルとタンヌ・オリヤンハイの間で協議すべきとし、また中華民国に関わる問題であるため二国間では協議できないとして、条約には加えないことを主張した⁴¹⁾。こうしてこの条項は条約から排除された。

またロシア側は、モンゴルにおいて反ソヴィエト勢力が再び結成されないように規定を設けようとしていた。双方の政府の承認（草案第1条・第2条）に関する協議（第三回会議）にこの主張が表れている。草案第1条・第2条は、各々の政府が他方の政府を合法的に権力を掌握した政府として承認した⁴²⁾、と表記されていた。これに対してドウホフスキイは「近年の内乱期に……反動勢力が次々と出、政府を建設したと称して騒乱を起こした。だからきちんと明確にしておくため、我々は、唯一合法的に権力を掌握した、という数語を加えたい」⁴³⁾と述べ、唯一という語を加えるよう要求した。ロシア側は、モンゴルにもロシア白軍が進入したことを考慮し、人民政府にとって唯一合法のロシア政府はソヴィエト・ロシア政府であることを条約に明記したのである。こうして条約の第1・2条では、「唯一合法的に権力を掌握した」⁴⁴⁾政府として双方が互いの政府を承認した。

また条約第3条（双方の領内において他方に反抗する勢力があれば、それを領内に進入させず、微兵させず、武器の輸送も認めない⁴⁵⁾）の協議にもロシア側のこの主張が表れている。この条項は草案ではなく、ロシア側が提案したものである。第四回会議においてドウホフスキイは「ロシア代表は、兄弟関係の如き二国間の友好を永遠に確固たるものにすることを望み、協議中の双方の領土に……反動勢力を入れないようにすることについて」⁴⁶⁾一条を加えたい、と述べた。人民政府側はこの提案を承認し、この条項は条約第3条になった。1921年11月1日付チチェーリン宛文書によると、ロシア側はこの条項を「ソヴィエト・ロシアに対する反革命陰謀がモンゴル領内において形成される公的な可能性に対するいくらかの保証になっている」⁴⁷⁾と評価した。

またロシア側は、モンゴルにおいてロシアが他国より不利になる可能性を排除する規定を条約に加えようとしていた。この主張はまず第9条に関する協議において行われた。草案第9条は、モンゴル・ロシア双方国民と双方の法の規定（モンゴル領内の全ロシア国民はモンゴルの法に必ず従い、ロシア国領内の全モンゴル国民はロシアの法に必ず従う⁴⁸⁾）である。草案ではモンゴル・ロシア二者間においてのみ法的関係が規定された。これに対してゲツツは「（ロシア側が修正した条項では）双方の国民が他方の領内に行ったり住ん

だりする際に享受する権利義務を明確にしておいた。モンゴル国民がロシア領内に行ったり住んだりする際に、（他国と）比べてみるとならば、ロシア領内にいるイギリス国民と同様の権利を享受し義務を負う。またこれと同様にモンゴルに居住したりモンゴルに行ったりする際に、ロシア国民は他の外国国民と同様の義務権利を享受する」⁴⁹⁾と述べた。ドゥホフスキーも「双方の国民は、他国国民（モンゴル、ロシア以外の国の国民）が他方の国に居住する際に享受する権利、負う義務を同様に享受し負うことになる。もし他国国民に特権を与えれば、そのような権利を自動的に我が国の国民も同様に行使するため、ここでこう言った。如何なる他国の国民とも同様の権利・義務を行使する、と」⁵⁰⁾と述べ、ロシア側が修正した条項の承認を求めた。1921年11月1日付チチェーリン宛文書によると、このロシア側の条項は、モンゴル・ロシア領内における「モンゴル人及びロシア人と他の外国人との平等を規定するため」⁵¹⁾に設けられた、とロシア側では理解されていた。ロシア側は、モンゴルにおいてロシアが他国より不利にならないようするためにこの条項を提案したのである。実際の条文（条約第7条）では、双方の国民は他方の領内において「他の最惠国国民と同等の権利を享受し、また同等の義務を負う」⁵²⁾という表現になった。

ロシア側のこの主張は他の条項にも表れた。第四回会議における草案第10条（商品に対する関税課税と輸入禁止物の規定）に関する協議ではゲツツが、「（第9条によって）双方の国民は他国国民と同様の権利義務を受けるため、もし他国国民から関税を徴収するならば、モンゴルにおいて商業を行うロシア国民からも徴収し、ロシアにおいて商業を行うモンゴル人から関税を徴収する」⁵³⁾と述べ、関税を「他の最惠国国民よりも余計に徴収してはならない」⁵⁴⁾という文章が条文に加えられた。また第四回会議における草案第12条（モンゴルにおける土地租借料の支払い）の協議でも、ドゥホフスキーは「モンゴル側草案の条項に我々が付け加えるのは、他の者より多くの権利を持つ國の國民とロシア國民が同等の権利を享受することについての數語である」⁵⁵⁾と述べ、「（ロシア人に関しては）他の最惠国国民と同様に土地の占有・利用を租借し……税を徴収する」⁵⁶⁾という表現に条文を変更した。これらの条項ではロシア人が最惠国国民と同等であることが明記され、ロシアはモンゴルにおける権利義務、関税、土地・建物の賃借料・税において最惠国と同等の権利を有することになったのである⁵⁷⁾。

さらに、ロシア側はこの条約によってモンゴルにおける最低限の利益を確保しようとしていた。前節で述べた領事の裁判同席と利権の協議にこの主張が反映された。

上述の通り、ロシア側は草案第13条の協議で領事の裁判同席を主張した。1921年10月28日付チチェーリン宛文書によると、ロシア側は草案の中の裁判に関する条項を、「ロシア国民が……モンゴルの慣習法に従って裁判を受ける、という条約の表記を取り除くことが必要である……。現在条約（草案）にある慣習法の表記は、モンゴルの立法制度ではまだ廃止されていない拷問と肉体的刑罰から規定されたものである」⁵⁸⁾と判断した。また領事の裁判同席が秘密条項という形で承認された後の1921年11月1日付チチェーリン宛文書に

よると、領事の裁判同席の条項は「ある程度まで拷問適用反対について保証になっている」⁵⁹⁾としてロシア側で評価された。ロシア側は、ロシア人の裁判における拷問適用の回避、というロシアにとっての利益を守るため、領事の裁判同席を主張したのである。

また、旧ロシア利権の譲渡の際の交渉介入権を確保するというロシア側の主張にも、利益確保の目的が反映されている。これに関する記述が、1921年10月18日付チチェーリン宛シユミヤツツキーの文書にある。これは、人民政府がロシアとの協議を望む事項に関する情報を、条約締結交渉開始前にシユミヤツツキーがチチェーリンに伝えた文書である。この文書においてシユミヤツツキーは、「利権を拒否したことが我々にとってマイナスに向かないようにするような適切な保証が必要なのは理解できることである。旧利権を明確な形で拒否する事に対して、我々が将来何らかの形で第三者の地位を占めるような条件を満たすことが重要である」⁶⁰⁾と提案した。ロシア側は、利権廃止の代わりに利権譲渡の際の交渉介入権を確保することによって、最低限の利益を確保できる保証を得ようとしたのである。

モンゴルに対するロシアの友好の宣伝も、条約におけるロシア側の目的の一つであった。条約締結後の1921年11月19日付M.Я.オフティン⁶¹⁾宛文書では、条約の意義とモンゴルに対するロシアの友好を宣伝するキャンペーンをモンゴルにおいて行うという指示がオフティンに出された⁶²⁾。条約には、政府の承認、関税徴収の許可、電信局の譲渡、利権の廃止等、モンゴルに対するロシアの友好的態度を示すことができるよう、モンゴルに利益のある条項がある。この条約には、ソヴィエト・ロシアがモンゴルの友好国であり、ロシアとの条約の締結が重要であることをモンゴルに対して宣伝する意図が込められていたと考えられる。

このようにロシア側は条約締結交渉において、複雑な外交問題を規定することを避けることで外交上の不利益を抑えつつ、モンゴルにおけるロシアの最低限の利益を確保しようとしたのである。

おわりに

本稿において論じたことは以下の三点にまとめられる。

- (1)新たに成立した人民政府は新政権建設を進めようとしたが、その際に旧条約が障害となった。そこで人民政府はまずロシアとの外交交渉によって、新政府の公式の承認や領土問題等の処理を目指すと共に、新条約の締結によって、旧条約の正式な破棄と、自主的な行政を行える新規定の作成を望んだのである。
- (2)条約締結交渉において、旧条約の破棄と新規定の作成という人民政府の目的は、ロシアの利害と比較的衝突しない分野においては達成されたが、複雑な外交問題に関しては規定を設けることをロシア側に拒否され、ロシア側の主張と衝突した領事の裁判同席と利権譲渡の際のロシアの介入の問題に関してはロシア側と秘密条項という形で妥協せざ

るを得なかった。

(3)一方ロシア側はこの条約で複雑な外交問題に触れることを避け、自国の最低限の利益を確保しようとした。

また、条約締結交渉において人民政府・ロシア双方とも各々の立場から中華民国を考慮していた。そのため、ロシア側が協議を避けたオリヤンハイ問題と国境問題はこの条約では規定されず、人民政府側がロシア側の主張を拒んだ領事の裁判出席問題と利権の問題は非公開にされたのである。

モンゴル近現代史におけるロシア・モンゴル友好条約の意義は、ロシア帝国政府と外モンゴル自治政府がなくなり、モンゴル・ロシア間の公式の規定がなくなった1921年において、人民政府による新政権建設に際して、人民政府は旧条約によって失われた外モンゴルにおける諸権利を取り戻そうとし、それに対してソヴィエト・ロシアは外モンゴルにおける利益を改めて確保しようとした、という点にある。この条約の締結交渉は、人民政府にとっては旧条約の不利な規定を改善するいわば条約改正交渉としての意義を持ち、ロシアにとっては、当時の状況を考慮して外モンゴルにおける自国の利益を再規定するという意義を持ったのである。

注

- 1) 条約文書（ГХЯА Ф2-Д1-X/H1）は双方の言語で作成された。モンゴル語の題名は「ロシア・モンゴル二者間の友好関係設立に関するソヴィエト・ロシア国政府とモンゴル人民政府が協議して決定した条約（ger_e bičig）」、ロシア語の題名は「ロシア・モンゴル間の友好関係設立に関するロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国政府とモンゴル人民政府間の協定（соглашение）」である。本稿では「ロシア・モンゴル友好条約」と表記する。
- 2) バトバヤル・シャラフー(1998), МАХНТТ(2001), ЗХАСТ(1999), Баабар(1996), Лхамсүрэн(1995), Жамсрэн(1997), Мөнхцэцэг(2002), Хулан(2001), ТХ(1995), Дамдинсүрэн(2001), Ширэндэв(1999), Лузянин(1995/2000), Рошин(1999/2001), “Данзан”, Barkmann(1999), Дашдаваа(2003), Саввин(1930), БНМАУТ 3、東亜研究所(1943)等。
- 3) 王(1963), 小川(1930), 斎藤(1931), Eudin/North(1957), Tan(1932)等。
- 4) 後藤(1938), 坂本(1974)等。
- 5) 『モンゴル新史』 pp. 224-225.
- 6) 1911年以降、外モンゴルと中華民国・ロシア帝国の間で締結された条約・協定を本稿では旧条約と表記する。
- 7) 『モンゴル新史』 p. 43, 『蒙老年鑑』 p. 391.
- 8) 『モンゴル新史』 pp. 44-47, 『蒙老年鑑』 pp. 391-394.
- 9) 露中協定は1913年に中華民国とロシア帝国の間で締結された。外モンゴルが中華民国の一部であること及び外モンゴルの自治を規定し、自治の範囲を定めた（『モンゴル新史』 pp. 51-54）。
- 10) Батсайхан(1999)pp. 503-509/538-545.
- 11) 本稿ではHTA Ф12-Д1-X/H213-XX 55-62/19-20のロシア語版を用いた。『東西』 91-4にモンゴ

ル語版が掲載された(『東西』91-4 pp. 33-36)が、出典が不明である。この文書には題名がないが、議事録では「モンゴル政府の宣言」、「モンゴル代表の宣言」と表現されたため、本稿においては「モンゴル代表の宣言」と表記する。

- 12) НТА Ф12-Д1-X/H213-XX55-62. 宣言の項目は先行研究でも指摘された(Рошин(2001)pp. 74-75, Рошин(1999) pp. 44-45, Лхамсүрэн(1998) pp. 36-37, “Данзан”(1995) pp. 11-13, Мөнхцэцэг(2002)p. 37, Баабар(1996)pp. 273-274等)。
- 13) НТА Ф12-Д1-X/H213-XX 55-56.
- 14) НТА Ф12-Д1-X/N213-X 58.
- 15) 1913年にボグド・ハーン政府とロシア帝国政府間で締結されたコシュ・アガチーホブド間の電報線敷設協定では、この電報線をロシアが建設して自由に使用することや、この電報線と競合する他の電報線を建設しないこと等が規定された(『モンゴル新史』 pp. 50-51)。
- 16) 本稿ではГХЯА Ф2-X/H29-b-XX 57-59を用いた。『東西』92-1にも掲載された(『東西』92-1 pp. 35-36)が、出典が不明である。文書の題名は「ソヴィエト社会主义連邦ロシア共和国政府とモンゴル人民政府間の条約」だが、草案であることを明示するため、本稿では「条約草案」と表記する。
- 17) “Данзан” p. 13, Рошин(2001)p. 76.
- 18) ГХЯА Ф2-X/H29-b-X57.
- 19) ГХЯА Ф2-X/H29-b-XX57-59.
- 20) “Данзан” pp. 14-15, Рошин(2001)pp. 74-81, Лузянин(2000)pp. 103-104.
- 21) Бат-Очир(1991)pp. 135-137, Жамсран(1997)p. 141.
- 22) Бат-Очир(1991)pp. 138-139.
- 23) НТА Ф4-Д1-X/H27-X45, ГХЯА Ф2-X/H29-b-X40.
- 24) ツェレンドルジはボグド・ハーン政権期に外務省の官僚、大臣を務め、旧条約の締結にも関与した。人民政府成立後も外務等に関して活躍した。
- 25) エルデネ・バトハーンはブリヤート・モンゴル人である。1921年3月1~3日のモンゴル人民党第一回大会に参加し、人民臨時政府において書記を務めた。
- 26) シルニンダムディンは、ボグド・ハーン政権において法務相副相、ボグドの近臣を務め、旧条約の締結に関わった。
- 27) 人民政府外務省官僚。後の初代駐ロシア・モンゴル外交代表。
- 28) モンゴルに戻った後にダンザンが人民政府に提出した報告にこう記されている(ГХЯА Ф2-Д2-X/H21-XX45-46)。
- 29) コミニテルン極東書記局主任等を務めるソヴィエト・ロシア、コミニテルンの重要な政治活動家。
- 30) シュミヤツツキーは、中国との関係を考慮して条約締結に否定的だったロシア側指導層の説得に努めた。チチェーリンは彼に協力し、条約締結のためにレーニンの説得も行った(Лузянин(1995)pp. 76-77, Лузянин(2000)pp. 102-103, Рошин(2001)pp. 70-74)。
- 31) НТА Ф12-Д1-X/H213-XX1-18/21-23/42-52, ГХЯА Ф2-Д2-X/H1024-XX62-73, Ф2-Д2-X/H67-XX219-224, Ф2-Д2-X/H79-XX115-121, Ф2-Д2-X/H29-XX145-161, Ф2-Д2-X/H24-XX89-92. 議事録にはロシア語版とモンゴル語版がある。これら議事録は、協議中に人民政府

府・ロシア双方の代表が記録したものを協議終了後に双方が内容を確認した上で承認したものであり、条約に添付される公式文書の一つである。本稿においては、ロシア語議事録はHTA Ф12-Д 1-X/H213-XX1-18/21-23/42-52、モンゴル語議事録はГХЯА Ф2-Д2-X/H1024-XX62-73、Ф2-Д2-X/N67-XX219-224、Ф2-Д2-X/H79-XX115-122、Ф2-Д2-X/H29-XX145-161、Ф2-Д2-X/H24-XX89-92を使用した。引用の際には主にモンゴル語版を使用し、モンゴル語版とロシア語版で訳が異なる場合には注記する。

- 32) ГХЯА Ф2-Х/H29-б-X59.
- 33) ГХЯА Ф2-Д2-X/H29-X155, НТА Ф12-Д1-X/H213-X47. モンゴル語議事録ではこの箇所で中国に言及しているが、ロシア語議事録では言及していない。だが、ロシア語議事録でもこの箇所の直後に、人民政府側が中華民国との関係を懸念してロシア側の主張に反対していることが記されており（HTA Ф12-Д1-X/H213-X48）、人民政府側が中華民国等の第三国との関係を考慮してこの問題を協議していたことは間違いないからだろう。なお、引用文内の括弧は筆者による説明である。以下の引用においても同様とする。
- 34) ГХЯА Ф2-Д2-X/H29-X157, НТА Ф12-Д1-X/H213-X50.
- 35) ГХЯА Ф2-Д2-X/H29-X159, НТА Ф12-Д1-X/H213-X51.
- 36) ГХЯА Ф2-Д2-X/H29-X161, НТА Ф12-Д1-X/H213-X52.
- 37) ГХЯА Ф2-Д2-X/H29-X162, НТА Ф12-Д1-X/H213-X53. ロシア語議事録では「利権を与えるか与えないかはモンゴルの主権である」となっている。
- 38) ГХЯА Ф2-Д2-X/H79-XX120-122, НТА Ф12-Д1-X/H213-XX16-18, Рошин (2001)p. 76.
- 39) УТА Ф445-Д1-X/H20-X10, РГАСПИ Ф495-ОП152-Д9-Л73. リンチノ、オフティン宛文書。署名がないが、内容からシュミヤツツキー作成の文書と思われる。条約締結交渉の経緯をリンチノとオフティンに伝えた文書である。
- 40) ГХЯА Ф2-Х/H24-XX21-22, РГАСПИ Ф495-ОП152-Д9-ЛЛ48-49. 1921年10月28日付チエーリン宛文書。この文書には署名がないが、内容からシュミヤツツキー作成の文書と推測される。1921年10月27日にチエーリンとの間で行った協議の内容をまとめた文書であり、「モンゴル代表の宣言」に対するロシア側の回答や締結交渉の内容について記されている。
- 41) Лузянин (2000)p. 104, Батбаял・シャラフー(1998)pp. 203-204, Шурхуу (2001)pp. 108-109.
- 42) ГХЯА Ф2-Х/H29-б-X57.
- 43) ГХЯА Ф2-Д2-X/H79-X118, НТА Ф12-Д1-X/H213-X15.
- 44) ГХЯА Ф2-Д1-X/H1.
- 45) ГХЯА Ф2-Д1-X/H1.
- 46) ГХЯА Ф2-Д2-X/H29-X148, НТА Ф12-Д1-X/H213-XX 42-43.
- 47) ГХЯА Ф2-Х/H24-X26, РГАСПИ Ф495-ОП152-Д9-Л60. 文書には署名がないが、内容からシュミヤツツキー作成の文書と思われる。前日までの協議で決議された条約の諸条項に関する報告と説明の文書である。
- 48) ГХЯА Ф2-Х/H29-б-X58.
- 49) ГХЯА Ф2-Д2-X/H29-X149, НТА Ф12-Д1-X/H213-X43.
- 50) ГХЯА Ф2-Д2-X/H29-XX149-150, НТА Ф12-Д1-X/H213-X44.

- 51) ГХЯА Ф2-Х/Н24-Х26, РГАСПИ Ф495-ОП152-Д9-Л60. 注47と同文書。
- 52) ГХЯА Ф2-Д1-Х/Н1 ロシア語議事録では「最恵国」だが、モンゴル語議事録では「友好厚く親密な国」である。これはロシア語の最恵国 *наиболее благоприятствуемая страна*を直訳したものと推測される。
- 53) ГХЯА Ф2-Д2-Х/Н29-Х151, НТА Ф12-Д1-Х/Н213-ХХ44-45.
- 54) ГХЯА Ф2-Д1-Х/Н1.
- 55) ГХЯА Ф2-Д2-Х/Н29-Х152, НТА Ф12-Д1-Х/Н213-Х45. ロシア語議事録では「モンゴル側草案と我々のものとの違いは、我々が право благоприятствованияについて条件を付けたことである」となっている。право благоприятствованияは、「最」にあたる語が抜けているが、「最恵国の権利」を意味する言葉であると思われる。
- 56) ГХЯА Ф2-Д1-Х/Н1.
- 57) 先行研究でも、条約条文に最恵国待遇の条項があることが指摘された (Elleman(1993)p. 545, Murphy(1966)p. 74) が、条約条文からの指摘のみに止まり、交渉の過程等については指摘されなかった。
- 58) ГХЯА Ф2-Х/Н24-Х23, РГАСПИ Ф495-ОП152-Д9-Л50. 注40と同文書。
- 59) ГХЯА Ф2-Х/Н24-Х27, РГАСПИ Ф495-ОП152-Д9-Л61. 注47と同文書。
- 60) 『コミニテルンとモンゴル』 p. 41.
- 61) 外務人民委員部駐モンゴル代表。
- 62) ГХЯА Ф2-Х/Н24-Х41, РГАСПИ Ф495-ОП152-Д9-Л80. 署名がないが、内容からシェミヤツキー作成の文書であると思われる。条約締結に関する評価や今後の活動に関する指示についての文書である。

参考文献・史料

YTA：モンゴル国立民族中央文書館所蔵史料

HTA：モンゴル人民革命党文書館所蔵史料

ГХЯА：モンゴル国外務省文書館所蔵史料

Баабар 1996 : Баабар, ХХ зууны Монгол, Улаанбаатар, 1996.

Barkmann 1999 : Barkmann. U. B, *Geschichte der Mongolei oder die "Mongolische Frage"*, Bonn, 1999.

Бат-Очир 1991 : Бат-Очир, “Монгол Зөвлөлтийн анхны хэлэлцээр хэрхэн бэлтгэгдсэн бэ?” , Түүхийн үнэний эрэлд, Улаанбаатар, 1999. (初出は“Үнэн” 1991.11.2.)

Батсайхан 1999 : Батсайхан.О, Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ, Улаанбаатар, 1999.

『東西』91-4 : БНМАУ-ын ШУА-ийн дornодахин, олон улс судлалын хүрээлэн, Дорно-Өрнө, 1991-4 (27).

『東西』92-1 : БНМАУ-ын ШУА-ийн дornодахин, олон улс судлалын хүрээлэн, Дорно-Өрнө, 1992-1 (28).

БНМАУТ3 : БНМАУ-ын ШУА-ийн Түүхийн Хүрээлэн, Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын

туүх vol. 3, Улаанбаатар, 1968.

Дамдинсүрэн 2001 : Дамдинсүрэн. Санжийн, Монголын тусгаар тогтнол. эрин зууны баталгаажилт, Улаанбаатар, 2001.

Дашдаваа 2003 : Дашдаваа. Ч., Улаан түүх/Коминтерн ба Монгол/, Улаанбаатар, 2003.

Elleman 1993 : Elleman. Bruce A, "Secret Sino-Soviet Negotiations on Outer Mongolia, 1918-1925", *Pacific affairs*, 66-4, Vancouver, 1993.

Eudin/North 1957 : Eudin. X. J. and North R. C., *Soviet Russia and the East*, Stanford, 1957.

後藤 1938 : 後藤富男:『蒙古政治史』. 高山書院. 1938.

Жамсран 1997 : Жамсран, Монголын төрийн тусгаар тогтнолын сэргэлт, Улаанбаатар, 1997.

Лузянин 1995 : Лузянин. С. Г., "Монголия, между Китаем и Советской Россией(1920-1924)", *Проблемы дальнего востока*, 95-2, Москва, 1995.

Лузянин 2000 : Лузянин. С. Г., *Россия-Монголия-Китай в первой половине XX в.*, Москва, 2000.

Лхамсүрэн 1995 : Лхамсүрэн, Монголын гадаад орчин төрийн тусагаар тогтнол, Улаанбаатар, 1995.

『モンゴル新史』 : Магсаржав, Монгол улсын шинэ түүх, Улаанбаатар, 1994.

МАХНТТ 2001 : МАХН-ын сургалт судалгааны прогноз төв, Монгол ардын хувьсгалт намын түүхэн товчоон, Улаанбаатар, 2001.

『コミニテルンとモンゴル』 : Монгол улсын архивын хэрэг эрхлэх газар, Оросын төрийн архивын алба : Коминтерн ба Монгол, Улаанбаатар, 1996.

“Данзан” : Монгол улсын ШУА-ийн Түүхийн Хүрээлэн, Жанжин Данзан, Улаанбаатар, 1995.

TX 1995 : Монгол улсын ШУА-ийн Түүхийн Хүрээлэн, Хорьдугаар зууны Монгол, Улаанбаатар, 1995.

蒙古年鑑 :『蒙古年鑑』. 善隣協会. 1936.

Мөнхцэцэг 2002 : Мөнхцэцэг, Эрдэнэ Жинон Ван Ц. Ширнэндамдин, Улаанбаатар, 2002.

Murphy 1966 : Murphy George G.S., *Soviet Mongolia. A study of the oldest political satellite*, Berkeley and Los Angeles, 1966.

小川 1930 : 小川繁:『内外蒙古に対する露国の活動』. 東亜経済調査局. 1930.

Рошин 1999 : Рошин С. К., *Политическая история Монголии*, Москва, 1999.

Рошин 2001 : Рошин С. К., “О российско-монгольском соглашении 1921 года”, *Россия и Монголия. Новый взгляд на историю взаимоотношений XX веке*, Москва, 2001.

Саввин 1930 : Саввин В. П., *Взаимоотношения Царской России и СССР с Китаем*, Москва, 1930.

齋藤 1931 : 齋藤良衛:『ソヴィエト露国の極東進出』. 日本評論社. 1931.

坂本 1974 : 坂本是忠:『辺疆をめぐる中ソ関係史』. アジア経済研究所. 1974.

Tan 1932 : Tan. T, *Political Status of Mongolia*, Shanghai, 1932.

- 東亜研究所1943:『蒙古人民共和国の政治と政治生活——外蒙政治の発展——』. 東亜研究所. 1943.
- バトバヤル・シャラフー 1998: Ts・バトバヤル、D・シャラフー:一九二〇年代におけるモンゴル・ロシア関係とウリヤンハイ問題. 『一橋論叢』. 120-2, 1998.
- Хулан 2001: Хулан. Х, “Договор с Россией, Международный статус Монголии”, *Историко-правовые аспекты*, Улан-Батор, 2001.
- Ширэндэв 1999: Ширэндэв. Б, *Монгол ардын хувьсгалын түүх*, Улаанбаатар, 1999.
- Шурхуу 2001: Шурхуу. Д: “Урянхайский вопрос в Монголо-Российских отношениях в первой четверти XX века”, *Россия и Монголия. Новый взгляд на историю взаимоотношений XX веке.*, Москва., 2001.
- 王 1963: 王聿均:『中蘇外交的序幕——從優林到越飛——』. 台北. 1963.
- ЗХАСТ 1999: Зүүн хойт ази судлалын төв, *Монголын тусгаар тогтолцоогоос, хятадын хучин зүйл*, Улаанбаатар, 1999.

キーワード ロシア・モンゴル友好条約 モンゴル人民政府 ソヴィエト・ロシア
不平等条約 条約改正交渉 外交交渉 モンゴル近現代史

(Masahiro AOKI)